

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
団体等が行う県内の緑化の普及推進に資する以下の事業 (1) 人材の育成に係る事業 (2) 調査・研究に係る事業 (3) 講座・講演・研修・啓発・交流に係る事業 (4) イベント等の企画・立案・調整・運営に係る事業 (当該経費が補助対象経費の大部分を占めるものでないこと)	県内に事務所又は活動拠点を有する団体（法人格を有しないものを含む。）のうち、次に掲げるもの以外のもの ・企業（社会貢献活動に該当すると認められる取組を行う場合を除く） ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体 ・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体 ・団体として実態のないもの	(1) 謝金、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限とする。 (2) 委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない） (3) 使用料及び賃借料、需用費、役務費 (4) 食糧費（事業実施に必要不可欠なもの） (5) 視察に要する経費（実施段階において特に必要と認められるもの） (6) その他、補助事業を実施するために必要と県が認める経費 【補助の対象としない経費】 (1) 団体等の運営に係る経常的な経費 (2) 団体等のみが利益を受ける資産形成となる経費 (3) 団体等の構成員に対する個人給付的な経費 (4) 国・県・市町村等他の補助金、交付金等の交付の対象となる（予定を含む）経費	10/10	1,000 千円
			3/4	600 千円